



町職員の通年での軽装勤務を実施します

目的と概要	本町ではこれまで、地球温暖化及び省エネルギー対策の推進のため、5月から10月中旬までをクールビズ期間として、職員の軽装（ネクタイ及び上着を着用しない服装）に取り組んできました。 この度、クールビズの期間設定を取り止め、職員個々が気候や体調に合わせた服装とする軽装勤務を通年で実施します。 過度に冷暖房に頼ることなく適切な室温管理を行うことで省エネルギー対策を進めるとともに、公務能率の向上に繋がります。
通年実施	令和6年11月1日（金）～
対象者	全職員（特別職及び会計年度任用職員を含む。）
内容	1 職員の服装 勤務時間中はネクタイ及びジャケットを着用する必要はないものとします（着用を一律に禁じるものではありません）。 2 実施にあたっての留意事項 (1) 執務時間における服装については、社会常識を逸脱しないことを心がけ、決して住民に不快感や違和感を与えないようにします。 ・適切な身だしなみのポイント ①清潔感を意識する。 ②露出度が高いもの、派手・華美なものは避ける。 ・着用を認めるもの カーディガン、フリース、ポロシャツ、スニーカー等 (2) 名札、町章は必ず着用します。 (3) 式典や町職員以外の方が参加する会合等、儀礼上ノージャケット、ノーネクタイ等が適当でないと考えられる場合は、従前どおりの服装とします。
問	総務課人事係 担当 林・高木 （TEL：076-462-9964） （Mail：soumu@town.tateyama.lg.jp）